

東山田小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

令和6年3月改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1)いじめの定義

○法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2)いじめ防止等に向けての基本理念

- 全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。
- 子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1)学校いじめ防止対策委員会の設置と構成員

○「学校いじめ防止対策委員会(定例)」

- ・児童指導部会を基本とし、月1回以上の定期的な話し合いや情報共有の場を設ける。構成員は校長、副校長、教務主任、児童支援専任、学年担任、養護教諭、その他関係教職員とする。

○「学校いじめ防止対策委員会(臨時)」

- ・いじめの疑いがある等、緊急に検討する必要がある事案の認知に伴い、随時開催する。構成員は校長、副校長、児童支援専任、当該学級担任、学年主任、養護教諭、その他関係教職員とする。

*両委員会共、必要に応じて心理や福祉の専門家の参加を求める。

*両委員会において校長は、学校としての組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管する。

(2)運営

- ・月1回以上
- ・いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3)活動内容

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりやアンケート等を実施する。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を見守る児童生徒及び保護者に周知する。

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。

- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し(PDCAサイクルの実行を含む。)を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処のための取組

(1) いじめの未然防止への取組

① 学校風土づくり

だれもが安心して豊かに生活できる学校・学級づくりを目指し、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。そのために次のように取り組む。

- ・学校のきまりの定着を図り、あいさつ、右側歩行、清掃活動等、基本的な生活習慣を身に付ける。
- ・相手を意識して話を聞いたり、自分の考えや気持ちを話したりできる。
- ・自分のよさに気付き、集団の中でよさを発揮できる。
- ・異学年交流や地域の人とのかかわり等を通して、思いやりの心を育てる。
- ・人とかかわりを通して、自己肯定感や自己有用感を育てる。
- ・美しいものを感じ取る豊かな心情や互いのよさを認め合う気持ち、礼儀を尊重する態度を育てる。
- ・個別支援学級と一般学級の交流学習・共同学習を推進し、相互理解を深める。

② 授業改善・教室環境

ユニバーサルデザインを取り入れ学習環境を整えると共に、誰もがわかりやすい授業を目指す。

③ 情報モラル教育

携帯電話・スマートフォンやインターネットの正しい使い方等の情報モラル教育を推進することによって、児童の情報モラル意識の向上及び保護者への啓発に努める。

④ 子ども達の主体的な取組

適切な人間関係の確立や、自己有用感を高めていけるよう支援する。

⑤ 体験活動の充実

望ましい集団活動を通し、集団の一員としてよりよい人間関係を築こうとする態度を育てる。

⑥ 人権教育、道徳教育の推進

日頃から人権を大切にされた教育を推進し、道徳の時間の充実を図る。

⑦ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階からの確に関わる。又、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。その為に次のような取組を行う。

- ・教職員への研修…いじめ防止やその対応に向けて、随時、情報発信や情報提供等の校内啓発を行う。

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）をする。
- ・定期的なアンケート(生活アンケート、いじめ解決一斉キャンペーン)を実施する。
- ・定期的な教育相談の実施を行う。
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進を図る。
- ・保護者、地域、関係機関との連携を図る。

(3)いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合は、委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通す。
- ・被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ・加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切な指導をするとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び、支援を行うことが必要である。
- ・これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携の下で取り組む。
- ・「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた児童生徒の意向にも配慮した上で、警察と連携して対応していく。

(4)いじめの解消

①いじめの解消に向けて

- ・全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。
- ・児童の様子がおかしいと感じたときには、学年や児童支援専任に知らせる。
- ・「いじめは行ってはならない」ことを日常的に指導する。傍観者の立場にいる児童もいじめているのと同じであることを指導する。
- ・定期的に児童の状況を確認・共有する。

②いじめの解消の要件

いじめの解消の判断には、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(5)教職員研修の実施

○いじめに関する校内研修

- ・自己点検シート記入、点検内容の解説、
- ・「東山田小学校いじめ防止基本方針」の確認
- ・いじめの相談、いじめの疑いがあった時の対応の確認

○YPアセスメント支援検討会

- ・YPアセスメントを実施し、校内支援検討会を開く。
- ・クラスの実態に応じた「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の選定と実施。

(6)学校運営協議等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「東山田中学校区学校運営協議会」「東山田小学校まちと共に歩む学校づくり懇話会」、青少年の健全育成を目指す「東山田中学校区学校・家庭・地域連携事業」「中学校ブロック専任情報交換会」等を活用し、いじめ問題等学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(7)年間計画

		取り組み内容	
4月	・年間計画と重点指導内容等の確認と引き継ぎ ・いじめの定義と児童理解研修	生活アンケート・教育相談	入学式、学級懇談会、学校運営協議会等で基本方針の説明
5月		「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）	保護者面談
6月	・ネットリテラシー教室の開催	Y-Pアセスメント実施①	学家地連（基本方針説明）
7月	・横浜子ども会議（中学校ブロック） ・校内研修	生活アンケート・教育相談	
8月	・横浜子ども会議（発表）		
9月		生活アンケート・教育相談	
10月		生活アンケート・教育相談	
11月	・ネットリテラシー教室の開催	Y-Pアセスメント実施② 生活アンケート・教育相談	
12月	・人権週間	いじめ解決一斉キャンペーン（無記名アンケート・教育相談）	
1月		生活アンケート・教育相談	
2月		生活アンケート・教育相談	学家地連、学校運営協議会 保護者面談
3月	・年間の振り返り、新年度への引き継ぎ		
年間	・いじめ防止対策委員会 ・全職員で児童理解の情報共有 ・よこはまプログラムの実施 ・横浜こども会議 ・カウンセラーによる相談		

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

①法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

②法第28条第1項第2号の「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時」

- ・国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安としている。ただし、日数だけでなく状況や状態等、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査する。

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処すると共に、再発防止も視点においた調査を実施し、調査結果を教育委員会に報告する。

(4) 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜いじめ基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。